

28高建管第1169号
平成29年3月22日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長
様

副 知 事

建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針の
一部改正について（通達）

建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針（平成19年3月23日付け18高建管第872号副知事通達）の一部を下記のとおり改正しましたので、通知します。

記

1 改正内容

第1 入札・契約手続 1 一般競争入札 の他、一部の項目で記載を整理しました。
なお、この改正により従来の取扱いを改めるものではありません。

2 施行日

この改正は、平成29年4月1日から施行します。

建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針

第1 入札・契約手続

1 一般競争入札

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）又は建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）を発注するにあたり、次のア及びイに該当するものは原則として一般競争入札によるものとする。

なお、必要があつて随意契約とする場合又は災害時における応急的な復旧工事など緊急を要する場合は、この限りでない。

また、各部局長の定めるところにより一般競争入札の適用範囲を広げることが妨げない。

ア 建設工事にあつては、請負対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）3,000万円以上のもの

イ 委託業務にあつては、委託対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）5,000万円以上のもの

(2) 一般競争入札の実施にあつては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）に係るものを除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定を適用する。

2 指名競争入札

建設工事又は委託業務のうち、1（1）に該当せず、かつ随意契約によらないものは、指名競争入札とすることができる。

指名競争入札を行う場合の指名業者数は、次のとおりとする。

ア 建設工事 8者以上

イ 委託業務 8者以上

3 随意契約

随意契約は、政令第167条の2及び高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第31条から第32条の規定に基づき行う。

4 総合評価方式による入札

建設工事の発注について、各部局長の定めるところにより、総合評価方式による入札を行う。

総合評価方式による入札は、低入札価格調査制度を適用した一般競争入札とする。

5 低入札価格調査制度

建設工事においては、「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領」（平成19年6月20日付け19高建管第270号。以下「低入札価格調査要領」という。）に基づき、低入札価格調査制度を適用する。

6 共同企業体の活用

発注における共同企業体の活用及び取扱いについては「高知県建設工事共同企業体取扱要領」(平成16年4月28日16高建管第67号)の定めるところによる。

7 配置予定技術者等の届出

建設工事の一般競争入札においては、当該入札参加申請時に配置予定技術者届出書を提出させるものとする。

また、すべての建設工事について、契約前に現場代理人及び技術者(当該建設工事に配置を要する主任技術者又は監理技術者等をいう。以下同じ。)の届出を義務付ける。届出のあった現場代理人及び技術者については、原則として変更を認めない。

8 契約の保証

- (1) 請負対象金額が500万円以上の建設工事において、規則第39条の規定により契約保証金の納付を求める。
- (2) 請負対象金額が500万円未満の建設工事又は契約金額が100万円未満の委託業務においては規則第40条第3号の規定により、また、契約金額が100万円以上の委託業務においては同条第6号の規定により、それぞれ契約保証金を免除する。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、緊急応急工事及び緊急委託業務(緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について(平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知)に定める緊急応急工事及び緊急委託業務をいう。)においては、規則第40条第6号の規定により、契約保証金を免除する。

9 最低制限価格等

- (1) 低入札価格調査制度による一般競争入札では調査基準価格を設け、その他の一般競争入札又は指名競争入札では最低制限価格を設ける。
- (2) 建設工事の請負の最低制限価格は、規則第17条第1項第1号により、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲で定める。
- (3) 建設コンサルタント業務の委託の最低制限価格は、規則第17条第1項第2号により、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で定める。
- (4) 建設コンサルタント業務以外の委託の最低制限価格は、規則第17条第1項第2号及び別に定めるところにより、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で定める。

10 電子入札

電磁的記録を用いた一般競争入札又は指名競争入札(電子入札)は、別に定めるところにより行う。

11 工事費内訳書の提出

建設工事に係る入札においては、当該入札に係る入札書提出時に、入札金額に係る積算の内訳を

明らかにした工事費内訳書の提出を求めるものとする。

第2 入札及び契約に関する情報の公表

1 発注見通しの公表

予定価格が250万円を超えると見込まれる建設工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を秘密にする必要があるものを除く。）の発注見通しについて、毎年度4月1日以降遅滞なく公表する。

また、10月1日を目途に公表事項の見直しを行い、変更後の事項を公表する。

2 入札参加資格者の名簿及び入札参加者選定基準等の公表

一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者の名簿、経営事項審査の総合評定値、格付及び総合点数を公表する。また、建設工事競争入札参加者の選定基準についても公表する。

3 指名通知の公表（指名業者名を除く。）

指名競争入札を行う建設工事及び委託業務の名称（番号）、完成期限、入札日時及び入札条件等は、指名通知後速やかに公表する。

4 予定価格等の公表

競争入札を行う建設工事及び委託業務に係る予定価格は、別に定める場合を除き、指名通知又は入札公告において公表する。随意契約による場合は、見積合わせの場において、契約の相手方を決定した時に公表する。

最低制限価格又は調査基準価格（低入札価格調査制度を適用するものに限る。以下同じ。）及び別に定めるところにより指名通知又は入札公告の際に公表しなかった予定価格については、落札者とすべき者が確定した時（低入札価格調査制度適用時においては、低入札価格調査対象者が確定した時。ただし、当該調査対象者が失格となった場合に再度入札又は更改入札を行うこととなる場合は除く。）に公表する。

5 入札執行の過程及び結果等の公表

次に掲げる事項は、入札等の執行後に公表するものとする。ただし、（2）から（6）までの事項の公表は、予定価格が250万円を超える建設工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を公にすることが適当でないものを除く。）について行う。

（1）入札・見積記録等

- ア 入札をした者又は随意契約において見積をした者の商号又は名称、入札金額（見積金額）、予定価格及び最低制限価格（調査基準価格）並びに設計金額の積算内訳
- イ 無効（失格）となる入札をした者の商号又は名称及び無効（失格）となった根拠
- ウ 入札を辞退した者の商号又は名称等

（2）一般競争入札の申請結果等

一般競争入札における入札に参加する者に必要な資格、申請者の名称及びこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の名称並びにその理由

（3）指名理由

指名競争入札において指名業者を指名した理由

(4) 低入札価格調査結果の概要等

ア 低入札価格調査制度による入札において、調査を実施した場合の結果の概要

イ 最低価格の入札者を落札者とせず他の者を落札者とした場合において、その者を落札者とした理由

ウ 工事完了後に実施した実態調査の結果の概要

(5) 随意契約理由

随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

(6) その他

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 7 条第 2 項第 7 号及び第 8 号に規定する事項

6 契約内容の公表

予定価格が 250 万円を超える建設工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を公にすることが適当でないものを除く。）の契約の内容について、次に掲げる事項を公表する。

(1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

(2) 工事の名称、場所、種別及び概要

(3) 工事着手の時期及び工事完成の時期

(4) 契約金額

(5) 契約金額を変更した場合における (2) から (4) までの事項及び変更理由

7 指名停止等措置結果の公表

指名停止等の措置を行った場合は、指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停止等の期間及び理由を公表する。

8 発注機関ごとの落札率等の公表

前年度に行った建設工事及び委託業務の入札及び見積について、発注機関ごとの落札率並びに当該発注機関における事業者別の受注額及び受注割合を、毎年度速やかに公表する。

第 3 入札・契約の過程に関する苦情処理

入札及び契約の過程に関する苦情については、別に定める「指名業者選定等に関する苦情処理要領」（平成 13 年 3 月 23 日 12 監第 3669 号）により処理する。

第 4 適用期日

この通達は、平成 19 年 4 月 1 日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、平成 20 年 1 月 1 日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、平成 20 年 4 月 1 日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

この通達は、平成 20 年 4 月 10 日から適用する。

この通達は、平成 20 年 11 月 1 日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

この通達は、平成 21 年 5 月 1 日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

この通達は、平成 22 年 4 月 1 日以降に指名通知又は公告を行う競争入札に適用する。

この通達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この通達は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。ただし、工事費内訳書に係る部分は、平成 25 年 5 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この通達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この通達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この通達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この通達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針新旧対照表

新	旧
<p>建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針</p> <p>第1 入札・契約手続</p> <p>1 一般競争入札</p> <p><u>(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）又は建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）を発注するにあたり、次のものは原則として一般競争入札によるものとする。</u></p> <p><u>なお、必要があつて随意契約とする場合又は災害時における応急的な復旧工事など緊急を要する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>また、各部局長の定めるところにより一般競争入札の適用範囲を拡げることを妨げない。</u></p> <p><u>ア 建設工事にあつては、請負対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）3,000万円以上のもの</u></p> <p><u>イ 委託業務にあつては、委託対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）5,000万円以上のもの</u></p> <p><u>(2) 一般競争入札の実施にあつては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）に係るものを除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定を適用する。</u></p> <p>2 指名競争入札</p> <p>建設工事又は委託業務のうち、<u>1（1）に該当せず、かつ随意契約によらないものは、指名競争入札とすることができる。</u></p> <p>指名競争入札を行う場合の指名業者数は、次のとおりとする。</p> <p>ア 建設工事 8者以上</p>	<p>建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針</p> <p>第1 入札・契約手続</p> <p>1 一般競争入札</p> <p>建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）のうち、<u>請負対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）3,000万円以上のもの及び建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）のうち、委託対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）5,000万円以上のものの発注は、随意契約による場合又は災害時における応急的な復旧工事など緊急を要する場合を除き、原則として一般競争入札によるものとする。ただし、各部局長の定めるところにより一般競争入札の適用範囲を拡げることを妨げない。</u></p> <p>一般競争入札は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）に係るものを除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定を適用して行う。</p> <p>2 指名競争入札</p> <p><u>請負対象金額3,000万円未満の建設工事及び委託対象金額5,000万円未満の委託業務の発注は、一般競争入札又は随意契約による場合を除き、指名競争入札とすることができる。</u></p> <p>指名競争入札を行う場合の指名業者数は、次のとおりとする。</p> <p>ア 建設工事 8者以上</p>

<p>イ 委託業務 8者以上</p> <p>3 随意契約 <u>随意契約は、政令第167条の2及び高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第31条から第32条の規定に基づき行う。</u></p> <p>4 総合評価方式による入札 <u>建設工事の発注について、各部局長の定めるところにより、総合評価方式による入札を行う。</u> 総合評価方式による入札は、低入札価格調査制度を適用した一般競争入札とする。</p> <p>5 低入札価格調査制度 建設工事においては、「<u>建設工事低入札価格調査制度事務処理要領</u>」（平成19年6月20日付け19高建管第270号。<u>以下「低入札価格調査要領」という。</u>）に基づき、低入札価格調査制度を適用する。</p> <p>6 共同企業体の活用 <u>発注における共同企業体の活用及び取扱いについては「高知県建設工事共同企業体取扱要領」（平成16年4月28日16高建管第67号）の定めるところによる。</u></p> <p>7 配置予定技術者等の届出 <u>建設工事の一般競争入札においては、当該入札参加申請時に配置予定技術者届出書を提出させるものとする。</u> また、すべての建設工事について、契約前に現場代理人及び技術者（当該建設工事に配置を要する主任技術者又は監理技術者等をいう。以下同じ。）の届出を義務付ける。届出のあった現場代理人及び技術者については、原則として変更を認めない。</p> <p>9 最低制限価格等 （1）<u>低入札価格調査制度による一般競争入札では調査基準価格を設け、その他の一般競争</u></p>	<p>イ 委託業務 8者以上</p> <p>3 随意契約 政令第167条の2及び高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第31条から第32条の規定に基づき行う。</p> <p>4 総合評価方式による入札 各部局長の定めるところにより、<u>建設工事の発注に関して総合評価方式による入札を行う。</u> 総合評価方式による入札は、低入札価格調査制度を適用した一般競争入札とする。</p> <p>5 低入札価格調査制度 建設工事においては、「<u>建設工事低入札価格調査制度事務処理要領</u>」（平成19年6月20日付け19高建管第270号）に基づき、低入札価格調査制度を適用する。</p> <p>6 共同企業体の活用 「<u>高知県建設工事共同企業体取扱要領</u>」（平成16年4月28日16高建管第67号）の定めるところによる。</p> <p>7 配置予定技術者等の届出 <u>建設工事に係る一般競争入札においては、当該入札参加申請時に配置予定技術者届出書を提出させるものとする。</u> また、すべての建設工事について、契約前に現場代理人及び技術者（当該建設工事に配置を要する主任技術者又は監理技術者等をいう。以下同じ。）の<u>届け出</u>を義務付ける。届出のあった現場代理人及び技術者については、原則として変更を認めない。</p> <p>9 最低制限価格等 （1）<u>建設工事及び委託業務の一般競争入札（低入札価格調査制度によるものを除く。）又</u></p>
--	---

<p>入札又は指名競争入札では最低制限価格を設ける。</p> <p>(2) 建設工事の請負の最低制限価格は、規則第17条第1項第1号により、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲で定める。</p> <p>(3) 建設コンサルタント業務の委託の最低制限価格は、規則第17条第1項第2号により、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で定める。</p> <p>(4) 建設コンサルタント業務以外の委託の最低制限価格は、規則第17条第1項第2号及び別に定めるところにより、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で定める。</p> <p>第2 入札及び契約に関する情報の公表</p> <p>4 予定価格等の公表</p> <p>競争入札を行う建設工事及び委託業務に係る予定価格は、別に定める場合を除き、指名通知又は入札公告において公表する。随意契約による場合は、見積合わせの場において、契約の相手方を決定した時に公表する。</p> <p>最低制限価格又は調査基準価格（低入札価格調査制度を適用するものに限る。以下同じ。）及び別に定めるところにより指名通知又は入札公告の際に公表しなかった予定価格については、落札者とすべき者が確定した時（低入札価格調査制度適用時においては、低入札価格調査対象者が確定した時。ただし、当該調査対象者が失格となった場合に再度入札又は更改入札を行うこととなるときは除く。）に公表する。</p> <p>第4 適用期日</p> <p>(略)</p> <p>この通達は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p><u>この通達は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>は指名競争入札においては、最低制限価格を設ける。</p> <p><u>(2) 低入札価格調査制度による一般競争入札においては、調査基準価格を設ける。</u></p> <p>(3) 建設工事の請負の最低制限価格は、規則第17条第1項第1号により、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲で定める。</p> <p>(4) 建設コンサルタント業務の委託の最低制限価格は、規則第17条第1項第2号により、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で定める。</p> <p>(5) 建設コンサルタント業務以外の委託の最低制限価格は、規則第17条第1項第2号及び別に定めるところにより、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で定める。</p> <p>第2 入札及び契約に関する情報の公表</p> <p>4 予定価格等の公表</p> <p>競争入札を行う建設工事及び委託業務に係る予定価格は、別に定める場合を除き、指名通知又は入札公告において公表する。随意契約による場合は、見積合わせの場において、契約の相手方を決定した時に公表する。</p> <p>最低制限価格又は調査基準価格（低入札価格調査制度適用のものに限る。以下同じ。）及び指名通知又は入札公告の際に公表しなかった予定価格については、落札者とすべき者が確定した時（低入札価格調査制度適用時においては、低入札価格調査対象者が確定した時。ただし、当該調査対象者が失格となった場合に再度入札又は更改入札を行うこととなるときは除く。）に公表する。</p> <p>第4 適用期日</p> <p>(略)</p> <p>この通達は、平成28年4月1日から施行する。</p>
---	--